

## 佐渡市総合計画策定方針（案）

資料 No. 1

## 1 策定の趣旨

「佐渡市将来ビジョン」は、平成21年12月に平成31年度の交付税一本算定移行を見据え、佐渡市の将来のあるべき姿を明確にした計画として策定しました。その後、行政改革の指針の組み入れなどの見直しを行い、平成25年12月に市の最上位計画に位置付けました。平成29年3月には本市を取り巻く環境に変化が生じたことから、計画の一部を見直し、令和2年3月をもって計画期間が終了しました。

近年、気候変動に伴う自然災害の激甚化や少子高齢化などの影響による社会環境の変化に的確に対応し、市民が一丸となった島づくりに向け、総合的かつ計画的に取り組めるよう「佐渡市総合計画」を策定します。

## 2 性格・位置付け

- (1) 中長期的な視点により、総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「基本構想」と各分野において基本的な施策の体系を示す「基本計画」で構成し、市の最上位計画として位置付けます。

## 3 構成（今後の協議で内容変更あり）

## ■基本構想

- (1) 第1節 計画の概要
- (2) 第2節 佐渡市のまちづくり

## ■基本計画(前期)

- (1) 第1章 基本計画の概要
- (2) 第2章 分野別施策の方針

## 4 計画期間

計画期間については、基本構想は10年間、基本計画は5年間とします。なお、社会経済情勢などに大きな変化があった場合など、必要に応じて見直しを図ります。

## 5 名称

名称は「佐渡市総合計画」（仮）とします。

## 6 策定体制

## (1) 市民参画

## ① 策定方針の周知

総合計画の策定方針について、幅広く市民に周知します。

## ② 市民意見交換会の実施

総合計画（案）について幅広く市民の意見を聴取します。

## ③ 佐渡市総合計画審議会

総合計画の策定にあたり、佐渡市総合計画審議会に諮問します。

## ④ 市民アンケート調査

H31年度に取りまとめたアンケート調査をもとに、市民の行政サービスに対する満足度等を把握します。

⑤ 関係団体等との意見交換

⑥ パブリックコメント

総合計画（案）を広く市民に公表し、さらに意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

(2) 市議会

基本構想は、市議会の議決を経て策定する。

(3) 幹事会（庁内体制）

副市長を幹事長とする幹事会（庁内会議）により、全庁的に計画原案の策定を推進する。幹事会の下には企画委員（専門部会）を設置し、実務に当たる。

7 スケジュール（案） 令和2年度（予定）

月	市民参画	市議会	庁内体制 ※部会は随時開催
6月		・策定方針説明 (総務文教常任委員会)	
7月	・推進委員会（第1回） ※随時開催	・策定方針、スケジュール等の説明 (総務文教常任委員会)	・幹事会、企画委員 (随時開催)
8月			
9月	今後のスケジュールについては、市議会等と調整のうえ決定します。		
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			